

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日には、そ
の翌日)

四十九年二月鳥取県条例第八号)中別表第一の第一種県営住宅の表の末恒
團地に関する部分の施行期日は昭和四十九年六月十六日とし、同表の青木
團地に関する部分の施行期日は昭和四十九年六月二十日とする。

目次

◆規則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則の一部を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十九年六月十一日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第三十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則

一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則(昭和四十九年六月十一日)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

昭和四十九年六月十一日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第四十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条の二を次のように改める。

(六十歳以上の者と現に同居し、又は同居しようとする親族等の要件)

第三条の二 条例第七条第四項の知事が定める要件で六十歳以上の者と現に同居し、又は同居しようとする親族に係るものは、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 配偶者

二 十八歳未満の児童

三 次項各号に掲げる者又はこれらと同程度の精神上若しくは身体上の

障害を有する者

四 おおむね六十歳以上の者

2 条例第七条第四項の知事が定める要件で心身障害者に係るものは、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二の各項症又は同法別表第一号表ノ三の第一款症である者として記載されている者は、

二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第二項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級から四級までである者として記載されている者

三 児童相談所、精神薄弱者更生相談所又は精神科の診療に経験を有する医師の判定により、重度若しくは中度の精神薄弱者とされた者又はこれと同程度の精神上の障害を有する者とされた者

別表の第一種県営住宅の表中

福守第六	一〇、三七〇円
青木	一二、九二〇円

に

赤崎港第二	一〇、七五〇円
未恒	一二、九六〇円

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定のうち第一種県営住宅の表の末恒団地に関する部分は昭和四十九年六月十六日から、

同表の青木団地に関する部分は昭和四十九年六月二十日から施行する。